

特定非営利活動法人 つなげる里山ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つなげる里山ネットワーク（以下「法人」という。）という。
2.英語表記を Sharing forests and living off the land across generations とし略称をつな里とする。

(事務所)

第2条 この法人は、兵庫県神戸市に主たる事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育、営農、地域社会活動、国際交流の手段をもって、神戸市における里山保全活動を行い、地域資源の活用を通じて人と自然が共生し、里山が生活の輪の中に組み込まれた持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、次に掲げる項に関する特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 里山観光資源化事業
- (2) 里山発村おこし事業
- (3) 都市農村交流事業
- (4) 里山整備事業
- (5) 国際文化交流@里山
- (6) 里山×スポーツで青少年育成事業
- (7) 農村A I 構築に関する研究と実践
- (8) 里山排出資源と営農に関する研究

(9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) ボランティア会員：活動にボランティアとして参加する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 代表理事は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付し、書面又は電磁的方法により本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があった時。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとする時は、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する時は、理事会において過半数以上の同意により会員を除名できる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反した時
- (2) この法人の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をした時。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他抛出金品はこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 3人以上6人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2. 理事のうち1人を代表理事とし、1人を副理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副理事は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表しその業務を総理する。

2. 代表理事以外の理事は、この法人を代表しない。

3. 副理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時又は代表理事が欠けた時は、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況若しくはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役

員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期終了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は理事会の議決によりこれを解任することができる。その場合、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2. 事務局長その他の職員は代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により召集の請求があった時
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があった時。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び2号の規定による請求があった時は、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定により予め通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3. 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席としたものとみなす。

3. 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が署名又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 理事の職務

(3) 役員の報酬

(4) 会費及び入会金の額

(5) 会員の除名

(6) 役員の解任

- (7) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 総会に付議すべき事項
- (10) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項、並びに総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた時
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して召集の請求があった時。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集があった時。

(招集)

第34条 理事会は代表理事が招集する。

- 2. 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により予め通知された事項とする。

- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3. 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由の為理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3. 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使するこ

とができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げる物をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27各号に掲げる原則に従って行う。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任の下に作成し、理事会の議決を

経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない時は、代表理事は予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2. 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとする時は、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項にかかる定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動にかかる事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人の解散時（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）、残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示する。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
3. 代表理事 工藤 祥
4. 副理事 西尾 雅之
5. 理事 石井 生剛
6. 監事 池田 功
7. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が集結するまでとする。
8. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
9. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。
10. この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

	個人	団体
入会金	0 円	0 円
年会費	2,000 円	10,000 円

(2) 賛助会員

	個人	団体
入会金	0 円	0 円
年会費	5,000 円 (1 口)	5,000 円 (1 口、ただし 2 口以上)

(3) ボランティア会員

	個人	団体
入会金	0 円	0 円
年会費	0 円	0 円

役員名簿

特定非営利活動法人つなげる里山ネットワーク

役 名	氏 名 ふりがな	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	くどう あきら		無
	工藤 祥		
副理事	にしお まさゆき		無
	西尾雅之		
理事	いしいせいごう		無
	石井生剛		
監事	いけだつとむ		無
	池田功		

法人設立趣旨書

1. 設立の趣旨

(1) 社会的要因・背景・問題点

神戸市の農村エリアでは、「使われない里山の荒廃」が問題となっています。行政による伐採制限等は、里山保全に一定の効果があり、乱開発は防がれています。

一方で、高齢化、過疎化により誰のものかわからなくなっている里山は、木が生えていれば安心という感覚が浸透しているためか、過剰な植生、管理しない山に対して問題意識が低く、檜枯れによる土砂崩れ、放置竹林の田畑への浸食等の問題を引き起こしています。

里山は農村の一部であり、農村生活の循環の中で一役を担っていましたが、化学肥料をはじめとする石油製品、燃料としての石油そのもの等、営農に外的資源が投入され、里山の資源としての価値が低下し、農村生活から里山が切り離されています。広大な面積を管理する必要があるため、換金価値のない里山は管理されず、問題が深刻化しています。

(2) 活動内容

そこで本法人は、里山の保全と再生を主目的とし、地域資源の活用を通じて人と自然が共生する持続可能な地域づくりを目指します。

里山には、多くの価値が詰まっていながら、現代社会においてその存在が見過ごされがちです。私たちは、忘れられた里山の価値を再構築し、都市・農村・森林が共存する神戸市の特性を活かしながら、新たな人と資源の循環関係を生み出します。そのために、里山を舞台とした資源循環活動、教育、営農、地域社会活動、国際交流、農村情報ネットワーク活動を推進し、里山に人の営みを生み出すことで、自然環境の保全と地域の活性化を両立させます。里山が持つ本来の機能を我々の世代のみならず、子どもたちへ伝承することにも留意しながら、以下の活動を展開します。

(ア) 観光の振興を図る活動

豊かな森林や竹林など里山にある資源や里山自体を活用し、森林保全活動体験、間伐材による薪の製作と薪を囲んだ食事、駆除動物をいただくなど、非日常体験の提供による観光化、森林の資源化を進めます。

(イ) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

里山から出る木くずや竹くずを活用し、シイタケ栽培や野菜等の減化学農薬を推進し魅力ある作物生産、ブランド化を行う等、営農、林業の活性化による村おこしを行います。

また、里山整備や営農に都市住民の参画を促すなどし、都市農村交流を推進します。

(ウ) 環境の保全を図る活動

「人が入り込める山を創る」を目標に、陽の入り込まない森の間伐・檜枯れが進行する森の皆伐を進めます。また、放置されていることで農地に猪等害獣被害が生じており、里山整備の一環としてこれらの駆除を推進します。

（エ）国際協力の活動

当団体の拠点地域には工場勤務の外国人が増加傾向にあります。連携団体の日本語教室に参加の外国人の増加傾向を見ても実感するところです。居住されている外国人の悩みの一つとして、地域とのつながりの薄さがあり、里山の活動に参加を促すことで人材交流、文化交流、言語交流を図り、ともに地域循環を創出する仲間として互いに支えあう関係を築き、持続可能な地域コミュニティの形成に寄与します。

（オ）子どもの健全育成を図る活動

神戸市の部活動の地域移行に関連し、放課後多様な活動の機会が子どもたちに与えられます。当法人は青少年に、その体力を里山のために使う機会、社会貢献の機会、自然とのふれあいの機会、協力協同の機会を創出し、健全な心身の育成を推進していきます。

（カ）情報化社会の発展を図る活動

AI を活用したスマート農業や地域づくりが全国で注目される中、農村部では「活用できるデータそのものが存在しない」または「蓄積・整理されていない」といった課題が存在します。農村地域において AI 活用の“土台”であるデータ蓄積を自発的・継続的に行える体制づくりを進めていきます。将来的な AI 活用の精度が向上するだけでなく、地域住民が自らの活動を「見える化」し、課題や成果を客観的に把握・共有できるよう支援していきます。

（キ）科学技術の振興を図る活動

米ぬか、竹パウダー、小枝を利用した有用菌を活用した農法の研究と普及を進めます。化学肥料を削減し有機質肥料を活用して栽培した農作物は食味が良好となるため、栽培支援、ブランド化支援を行います。

2. NPO 法人設立による活動意義

本法人を設立するに至った理由は、任意団体としての活動に資金的・人間的な限界を感じたためです。神戸市各地で同様の課題が発生し、問題意識を持つ人々が増えている中で、より広範で継続的な活動を展開する必要があります。

NPO 法人として法人格を取得することにより、社会的信用を得ることができ、企業や行政、他団体との協働、また助成金や補助金などの資金支援を受けやすくなります。特に私たちのように、地域資源の保全・活用、農業・教育・国際交流といった多分野にまたがる活動では、信頼性と透明性の高い法人格の取得が、活動の広がりや深まりを生み出す鍵となります。

また、多様な立場や専門性を持つ人々が一つの目的のもとに集まり、会員の得意分野を整理し、役割を明確にすることで、各人の能力を最大限に活かしながら、より効果的に問題解決へと取り組むことが可能になります。NPO 法人という枠組みは、個人の善意に依存した任意団体とは異なり、役割分担や責任体制を法的にも整備することで、組織的かつ持続的な活動を可能にします。

さらに、NPO 法人は収益を構成員に分配できないため、活動によって得られる資源はすべて社会的目的に還元されることが制度的に保証されています。これにより、支援者にとってもその支援が公共性ある目的に使われることが明確であり、信頼につながります。実際、本法人の活動が会員にとっての学びや経験、ネットワーク形成といった非金銭的なメリットにもつながる場合、経済的支援を受ける機会が増えることも期待されます。

このように、法人化によって活動の持続性・発展性を高め、より多くの人々を巻き込みながら、地域の環境資源である里山の保全・再生の実現に向けた効果的な取り組みを推進していきます。

3 経緯

2020 年 4 月	過疎化で放棄地が増える中、しあわせファー夢の資本で環境保全ボランティア開始)
2022 年 4 月	LEAF 活動開始 (学習塾に在籍する不登校生に、農園の体験を提供するプログラムを開始)
2025 年 3 月	ワークショップ等を開催し、つながり、関係者が増えたため、関係機関と連携、活動資金調達を目的に、法人設立の意見がでる。
2025 年 4 月	会員間で法人化の意思確認
2025 年 5 月	設立総会の開催

令和 7 年 5 月 15 日

特定非営利活動法人 つなげる里山ネットワーク

設立代表者 氏名 工藤 祥

2025 年度事業計画書
設立の日～2026 年 6 月 30 日

特定非営利活動法人 つなげる里山ネットワーク

1. 基本方針

法人設立を達成し、会員相互に法人の活動意義を確認し、会員を増やし、活動費を捻出する。本年度においては、会員相互に体を動かし、レクリエーションも可能となる自然環境の保全を図る活動を行う。他団体との交流、活動に興味のある人々を活動に参加してもらうよう積極的に接触していく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期	実施場所	受益対象 予定人数・回数	収益 見込
(1) 里山観光資源化事業	薪割り体験とまき貯金	設立日～ 5 月	長尾町	上津台、大沢町等住民/20 人/2 回	
(2) 里山発村おこし事業	シイタケ栽培に関する研究	設立日～ 5 月	長尾町	上津台、大沢町等住民/20 人/2 回	0 円
(3) 都市農村交流事業	放置竹林整備・炭づくり	設立日～ 5 月	大沢町市原	上津台、大沢町等住民/20 人/2 回	0 円
(4) 里山整備事業	放置里山森林の間伐・皆伐	設 立 日 ～ 5 月	大沢町市原	神戸市中学生/5 人/5 回	0 円
(5) 国際文化交流@里山	関係団体とセッション	8 月	大沢町市原	地域在住外国人等/20 人/1 回	0 円
(6) 里山×スポーツで青少年育成 事業	コベカックラブの設立	12 月	大沢町市原	神戸市中学生・バスケットボール関 係者等	0 円
(7) 農村 A I 構築に関する研究と 実践	関係団体とセッション	12 月	大沢町等	神戸市農村 5 人/1 回	0 円
(8) 里山排出資源と営農に関する 研究	竹チップ土壌改良	設立日～ 12 月	長尾町	上津台・大沢町農家/5 人/5 回	0 円
(9) その他当法人の目的を達成す るために必要な事業	定款第 5 条第 1 号～第 8 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①設立総会 2025 年 5 月 6 日実施 2 年目 通常総会 2026 年 7 月実施予定

②理事会 年 3 回

(2) 事務局体制

事務局長：工藤祥

2026 年度 事業計画書
2026 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日

特定非営利活動法人 つなげる里山ネットワーク

1. 基本方針

教育、営農、地域社会活動、国際交流の手段をもって、神戸市における里山保全活動を行い、地域資源の活用を通じて人と自然が共生し、里山を生活の輪の中に組み込まれた持続可能な地域づくりに寄与する目的を再確認し、初年度活動の具体化を進める。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期	実施場所	受益対象 予定人数・回数	収益 見込
(1) 里山観光資源化事業	薪割り体験とまき貯金	通年	長尾町	上津台、鹿の子台、大沢町住民/20人/2回	0 円
(2) 里山発村おこし事業	シイタケ栽培に関する研究	通年	長尾町	上津台、鹿の子台、大沢町住民/20人/2回	0 円
(3) 都市農村交流事業	放置竹林整備と炭づくり	通年	大沢町市原	上津台、鹿の子台、大沢町住民/20人/2回	0 円
(4) 里山整備事業	放置里山森林の間伐・皆伐	8 月	大沢町市原	神戸市中学生/5 人/5 回	0 円
(5) 国際文化交流@里山	関係団体とセッション	12 月	大沢町市原	地域在住外国人等/20 人/1 回	0 円
(6) 里山×スポーツで青少年育成事業	コベカツクラブの始動	通年	大沢町市原	神戸市中学生・バスケットボール関係者等	0 円
(7) 農村 A I 構築に関する研究と実践	関係団体とセッション	通年	大沢町等	神戸市農村 5 人/1 回	0 円
(8) 里山排出資源と営農に関する研究	竹チップ土壌改良	通年	長尾町	上津台・大沢町農家/5 人/5 回	0 円
(9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第 5 条第 1 号～第 8 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

（1）会議に関する事項

①設立総会 通常総会 2027 年 7 月実施予定

②理事会 年 3 回

（2）事務局体制

事務局長：工藤祥

2025年度活動予算書

成立の日から2026年6月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	40,000	60,000	
2. 受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等	0	0	
4. 事業収益			
(1)里山観光資源化事業	0		
(2)里山発村おこし事業	5,000		
(3)都市農村交流事業	30,000		
(4)里山整備事業	0		
(5)国際文化交流@里山	0		
(6)里山×スポーツで青少年育成事業	0		
(7)農村AI構築に関する研究と実践	0		
(8)里山排出資源と営農に関する研究	0	35,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			95,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	0		
活動者謝金	50,000		
法定福利費	0		
人件費計	50,000		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
旅費交通費	0		
会議費	0		
消耗品費	30,000		
印刷費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
雑費	0		
その他経費計	30,000		
事業費計		80,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	0		
活動者謝金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信運搬費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			80,000
当期正味財産増減額			15,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			15,000

2026年度活動予算書

2026年7月1日から2027年6月30日まで

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	20,000			
賛助会員受取会費	40,000	60,000		
2. 受取寄付金	0	0		
3. 受取助成金等	0	0		
4. 事業収益				
(1)里山観光資源化事業	0			
(2)里山発村おこし事業	5,000			
(3)都市農村交流事業	30,000			
(4)里山整備事業	0			
(5)国際文化交流@里山	0			
(6)里山×スポーツで青少年育成事業	0			
(7)農村AI構築に関する研究と実践	0			
(8)里山排出資源と営農に関する研究	0	35,000		
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0	0		
経常収益計				95,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給与手当	0			
活動者謝金	50,000			
法定福利費	0			
人件費計	50,000			
(2)その他経費				
講師謝金	0			
旅費交通費	0			
会議費	0			
消耗品費	30,000			
印刷費	0			
通信運搬費	0			
賃借料	0			
保険料	0			
雑費	0			
その他経費計	30,000			
事業費計		80,000		
2. 管理費				
(1)人件費				
給与手当	0			
活動者謝金	0			
法定福利費	0			
人件費計	0			
(2)その他経費				
旅費交通費	0			
消耗品費	0			
印刷費	0			
通信運搬費	0			
光熱水費	0			
保険料	0			
会議費	0			
租税公課	0			
雑費	0			
その他経費計	0			
管理費計		0		
経常費用計				80,000
当期正味財産増減額				15,000
前期繰越正味財産額				15,000
次期繰越正味財産額				30,000